

果樹共済

年	主な制度改正・災害等
昭和42年	果樹保険臨時措置法(7月法律第93号)公布
昭和43年	果樹保険試験開始 うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももの6樹種対象
昭和48年	果樹共済事業本格実施 収穫共済(全相殺減収方式・品質方式)、樹体共済、40道府県で実施
昭和51年	農業災害補償法の一部改正 共済事故の選択制(特定危険方式)の導入
昭和55年	農業災害補償法の一部改正 共済目的の種類等内細分化、共済掛金率の割引制度導入(防災施設割引)、半相殺方式導入、災害収入共済方式試験実施
昭和56年	5、6月の低温日照不足でぶどうに無核果、台風15号でぶどう、なし、かきに落果、傷害果が発生。全樹種(ぶどう、なし、かき)とぶどう樹体共済で異常災害 支払共済金は、2億2,544万円
昭和60年	農業災害補償法の一部改正 危険段階別共済掛金率設定方式の導入 地域指定による半相殺減収総合短縮方式の導入
平成 3年	4月の晩霜、5月の降雹、9月の台風19号(新潟地方気象台最大瞬間風速45.5 m/s観測史上最大)等で全樹種に被害が発生 支払共済金は、2億5,822万円
平成 5年	農業災害補償法の一部改正 災害収入共済方式の本格実施 記録的な低温・少照で結実不良、異常落果、8月の台風11号、9月の台風13号等で落果被害が発生 支払共済金は、2億2,029万円
平成 8年	4月の記録的な降雪、6月、8月の強風、9月の低温等により全樹種で被害が発生 支払共済金は、1億7,160万円
平成15年	農業災害補償法の一部改正 収穫共済樹園地単位方式試験実施 全相殺方式、災害収入共済方式および短縮方式の地域指定の廃止
平成16年	7、13中越水害、相次ぐ台風(6、15、16、18、21、22、23号)等の影響で収穫共済全樹種で異常災害となり、制度始めて以来最高の支払共済金 支払共済金は、4億1,238万円
平成23年	「平成23年7月新潟・福島豪雨」災害により、ぶどう、なし、ももに甚大な被害 6月下旬の多雨、日照不足により、かきで異常な落果被害が発生し、甚大な被害 支払共済金は、1億7,039万円
平成27年	樹体共済に係る補償の拡充 樹体の損傷基準の引き下げ(樹冠容積も3分の2以上→2分の1以上) 樹齢区分別換算係数の見直し 4月の降霜、8月の台風15号、病害によりなしに甚大な被害 支払共済金は1億2,581万円